



# 新型コロナワクチン関連情報

問合せ 健康いきいき課 Tel.0493-59-6911

## オミクロン株対応ワクチン接種の予約を受付しています

オミクロン株対応ワクチンには、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれているため、従来型のワクチンを上回る重症化予防効果や、感染予防効果、発症予防効果が期待されます。

また、オミクロン株対応ワクチンを接種することによる多様な免疫反応は、今後の変異株に対しても有効である可能性が高いと期待されています。

接種を希望される方は、ご予約のうえ、接種を受けてください。

■対象者 初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上のすべての方

※16歳未満の方は、原則、保護者の同意と同伴が必要です。

対象者には「オミクロン株対応ワクチン接種のご案内(接種券)」または案内ハガキを順次発送しています。

■接種回数 1回 ■接種間隔 前回のワクチン接種から3か月経過後 ■接種費用 全額無料

■使用するワクチン ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチン

■接種会場

| 接種会場     | 住所            | 接種日       | 使用ワクチン           |
|----------|---------------|-----------|------------------|
| 渡辺産婦人科   | 嵐山町菅谷249-98   | 日～土       | ファイザー社製          |
| 大谷クリニック  | 嵐山町菅谷467-11   | 月・水・金・土   | ファイザー社製          |
| 野崎クリニック  | 嵐山町千手堂693     | 月・火・木・金・土 | ファイザー社製          |
| 武蔵嵐山病院   | 東松山市上唐子1312-1 | 土         | ファイザー社製          |
| 健康増進センター | 嵐山町杉山1030-1   | 日         | ファイザー社製またはモデルナ社製 |

※各クリニックでは受付していませんので、町予約サイト(町ホームページ)またはコールセンターで予約をお取りください。

## 小児(5～11歳)の3回目接種について

小児に対する努力義務が適用され、追加接種(3回目接種)が開始されています。2回目の接種完了から5か月を経過した方に接種券を順次発送します。

■接種対象者 初回接種(2回目接種)を完了した5歳～11歳の方

## 乳幼児(生後6か月～4歳)のワクチン接種について

乳幼児に対するワクチン接種が始まります。対象の方へ接種券を送付しましたので、接種を希望する方はご予約のうえ、接種を受けてください。

■接種対象者 1回目接種時に生後6か月以上4歳以下の方

■接種回数 3回

■接種会場(小児・乳幼児)

| 接種会場            | 住所          | 接種日   | 使用ワクチン          |
|-----------------|-------------|-------|-----------------|
| 清水小児科アレルギークリニック | 嵐山町菅谷512-1  | 月・金・土 | (小児・乳幼児)ファイザー社製 |
| 渡辺産婦人科          | 嵐山町菅谷249-98 | 月・水・金 | (乳幼児)ファイザー社製    |

## 初回接種(1・2回目)の新型コロナワクチン接種を希望される方へ

接種を希望する方はコールセンターへお問い合わせしてください。

嵐山町新型コロナウイルスワクチンコールセンター(9時～17時 土日祝日除く)

Tel.070-4804-5285

Tel.070-4804-5286

Tel.070-4804-5287

## 嵐山町へ転入された方や何らかの理由でまだ接種できていない方へ

接種を希望する方は、健康いきいき課までご連絡ください。

## 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種が可能です

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種については、単独で接種した場合と比較して、有効性及び安全性が劣らないとの報告があること等を踏まえ、実施が可能となりました。

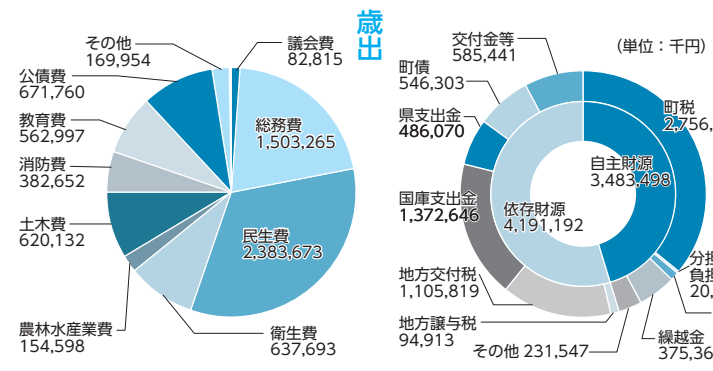
PICK UP!

## 令和3年度 決算の概要

令和3年度決算が、第3回定例会議会で認定されました。

歳入

歳出



歳入状況

地方税は、個人町民税や法人町民税等の減収により2・0%の減、財産収入は、嵐山駅西口の地区の町有地売却等により1・2・3%の増、寄附金は、ふるさと納税等の増額により1・0・5・0%の増、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策として交付される補助金等の減額により52・5%の減となりました。

歳出状況

目的別では、総務費は、特別定額給付金事業等前年度のみ事業費が減額となったことにより48・0%の減、民生費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の増額等により14・4%の増、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額等により15・3%の増、商工費は、観光地域づくり法人推進事業の増額により38・6%の増、公債費(町の借入金の返済に係る経費)は3・6%の減となりました。

| 【歳出内訳】 (単位:千円)                  |           |         |
|---------------------------------|-----------|---------|
|                                 | 決算額       | 増減率     |
| 議会費(議会運営のための経費)                 | 82,815    | -7.4%   |
| 総務費(全般的な管理事務、徴税、選挙、財務事務等のための経費) | 1,503,265 | -48.0%  |
| 民生費(高齢者、障害者、児童等の福祉のための経費)       | 2,383,673 | 14.4%   |
| 衛生費(ごみ処理、病気予防等のための経費)           | 637,693   | 15.3%   |
| 労働費(労働対策等のための経費)                | 95        | 0.0%    |
| 農林水産業費(農林業の振興のための経費)            | 154,598   | -22.6%  |
| 商工費(商工業の振興のための経費)               | 169,859   | 38.6%   |
| 土木費(道路、公園等の整備のための経費)            | 620,132   | -9.7%   |
| 消防費(消防活動や防災等のための経費)             | 382,652   | 8.7%    |
| 教育費(学校、公民館、図書館等の運営のための経費)       | 562,997   | -5.3%   |
| 災害復旧費(災害復旧のための経費)               | 0         | -100.0% |
| 公債費(借入金の返済のための経費)               | 671,760   | -3.6%   |
| 合計                              | 7,169,539 | -13.8%  |

| 特別会計 (単位:千円) |    |           |        |
|--------------|----|-----------|--------|
|              | 歳入 | 決算額       | 増減率    |
| 国民健康保険特別会計   | 歳入 | 2,037,152 | -1.57% |
|              | 歳出 | 1,946,336 | -2.73% |
| 後期高齢者医療特別会計  | 歳入 | 237,437   | 1.83%  |
|              | 歳出 | 233,551   | 1.88%  |
| 介護保険特別会計     | 歳入 | 1,654,170 | 9.69%  |
|              | 歳出 | 1,556,023 | 15.20% |

| 公営企業会計 (単位:千円) |       |         |        |
|----------------|-------|---------|--------|
|                |       | 決算額     | 増減率    |
| 水道事業会計         | 収益的収入 | 549,325 | 5.63%  |
|                | 収益的支出 | 434,019 | 3.50%  |
|                | 資本的収入 | 0       | 0.00%  |
|                | 資本的支出 | 205,673 | 57.74% |
| 下水道事業会計        | 収益的収入 | 607,558 | -1.92% |
|                | 収益的支出 | 554,653 | -7.20% |
|                | 資本的収入 | 206,087 | 15.56% |
|                | 資本的支出 | 273,860 | 8.25%  |

| 【歳入内訳】 (単位:千円)             |                                             |           |        |
|----------------------------|---------------------------------------------|-----------|--------|
| 区分                         |                                             | 決算額       | 増減率    |
| 自主財源 (町が自主的に収入できるもの)       | 町税(皆さんが納めた税金)                               | 2,756,600 | -2.0%  |
|                            | 分担金及び負担金(保育料など特定の受益を受ける方から負担していただくもの)       | 20,455    | 4.3%   |
|                            | 使用料及び手数料(施設の使用料や住民票を取る時の手数料など)              | 29,383    | 16.3%  |
|                            | 財産収入(町有地を賃したり、売却して得たもの等)                    | 37,178    | 112.3% |
|                            | 寄附金(寄附されたもの)                                | 48,964    | 105.0% |
|                            | 繰入金(基金(貯金)を取り崩したしたもの)                       | 99,529    | -43.2% |
|                            | 繰越金(前年度から繰り越されたもの)                          | 375,367   | 47.6%  |
|                            | 諸収入(その他の収入)                                 | 116,022   | 17.8%  |
|                            | 自主財源計                                       | 3,483,498 | 1.6%   |
|                            | 地方譲与税(税源移譲を行うまでの間譲与されたり、自動車重量税などが譲与されるもの)   | 94,913    | 1.5%   |
| 依存財源 (国や県から交付されたり、借り入れたもの) | 利子割交付金(利子割県民税の一部を交付されるもの)                   | 1,343     | -17.5% |
|                            | 配当割交付金(配当割課税(県税)の一部を交付されるもの)                | 13,205    | 53.3%  |
|                            | 株式等譲渡所得割交付金(株式等譲渡所得割課税(県税)の一部を交付されるもの)      | 15,681    | 52.2%  |
|                            | 法人事業税交付金(法人事業税の一部を交付されるもの)                  | 41,495    | 87.4%  |
|                            | 地方消費税交付金(地方消費税の一部を交付されるもの)                  | 427,014   | 8.2%   |
|                            | ゴルフ場利用税交付金(ゴルフ場利用税(県税)の一部を交付されるもの)          | 25,125    | 24.9%  |
|                            | 環境性能割交付金                                    | 12,626    | -3.9%  |
|                            | 地方特例交付金(減税のために地方税減収の補てんをするため等に交付されるもの)      | 45,185    | 110.4% |
|                            | 地方交付税(国税のうち所得税、酒税等の中から財源保障及び財源調整により交付されるもの) | 1,105,819 | 32.0%  |
|                            | 交通安全対策特別交付金(安全施設整備のために交付されるもの)              | 3,767     | -3.6%  |
| 国庫支出金(町の事業に対し国が支出するもの)     |                                             | 1,372,646 | -52.5% |
|                            | 県支出金(町の事業に対し県が支出するもの)                       | 486,070   | -0.2%  |
|                            | 町債(借り入れたお金)                                 | 546,303   | 17.3%  |
|                            | 依存財源計                                       | 4,191,192 | -20.4% |
| 合計                         |                                             | 7,674,690 | -11.7% |

## 健全化判断比率について

嵐山町の健全化判断比率についてお知らせします。これは町が健全な財政運営をしているかどうかを表している指標です。なお、カッコ内の数値を超えると、財政見直しのための早期健全化計画の作成が必要となります。町の現在の財政は、見直しが必要な数値にはなっておりませんが、引き続き健全な財政運営に努めていきます。みなさまのご理解ご協力をお願いします。

## 健全化判断比率

|          | 令和3年度       | 令和2年度       |
|----------|-------------|-------------|
| 実質赤字比率   | (15.00)     | (15.00)     |
| 連結実質赤字比率 | (20.00)     | (20.00)     |
| 実質公債費比率  | 9.2(25.0)   | 9.2(25.0)   |
| 将来負担比率   | 47.0(350.0) | 65.1(350.0) |

問合せ 総務課 Tel.0493-6212151